

台風などに対する非常措置について

台風などに対する非常措置を次のようにしますので、お知らせいたします。このお知らせを保管していただき、ご留意いただきますようよろしくお願いいたします。

京都市・京都府南部地方に「暴風警報（特別警報）」が発令された場合

- ① 午前 11 時現在「暴風警報（特別警報）」が発令中の場合。
⇒臨時休業とします。
※この場合、電話でのご連絡は致しません。テレビやラジオなどの警報情報にご注意ください。
- ② 午前 11 時までに「暴風警報(特別警報)」が解除されており、施設設備に破損が認められない場合。
⇒通常通り開所します。
- ③ 午前 11 時までに「暴風警報(特別警報)」は解除されているが、施設設備に破損が認められる場合。
⇒臨時休業とします。
※この場合、各ご家庭に電話にてご連絡させていただきます。
- ④ 送迎車乗車中に「暴風警報（特別警報）」が発令された場合。
⇒臨時休業とし、自宅までお送りします。
※この場合、各ご家庭に電話にてご連絡させていただきます。
- ⑤ 当事業所をご利用中に、「暴風警報(特別警報)」が発令された場合。
⇒自宅送りの安全が確認できるまでは、原則事業所に待機します。
気象、交通、安全等の諸状況を判断した上で、自宅にお送りします。
※この場合、各ご家庭に電話にてご連絡させていただきます。
※お電話が繋がらない場合、事業所にて待機します。
※保護者の方による迎えをご希望の場合は、必ずお電話ください。
お子様は事業所に待機とします。引継ぎは原則、事業所内とさせていただきます。

その他

上記のような措置は「暴風警報(特別警報)」が発令された場合のみ適応されます。これ以外の警報の場合は、このような措置はとりませんので、ご注意ください。